○阿久比町職員の懲戒処分等の指針

第１　基本事項

職員は、住民の信頼に応えるため、常日頃から誠実かつ公正に職務を遂行することが求められています。そのためには、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての責任を強く自覚し、高い倫理観を持って行動することが必要です。

本指針は、懲戒処分等に関する透明性、公正性を確保しつつ、非違行為に対して厳正に対処することを示すとともに、職員の公務員としての自覚を喚起し、不祥事防止を図ることを目的とするものです。

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものです。

具体的な処分量定の決定に当たっては、

①　非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか

②　故意又は過失の度合いはどの程度であったか

③　非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか

④　他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか

⑤　司法判断はどのようなものであるか

⑥　被害者との間で示談や和解がなされているか

⑦　職場に報告を行ったか

⑧　過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断します。

個別の事案の内容によっては、懲戒処分の基準（第４の別表）に掲げる量定以外とすることもあります。

なお、懲戒処分の基準に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものとし、これらについては懲戒処分の基準に掲げる取扱いを参考に判断します。

第２　処分の加重又は軽減等

１　処分の加重について

(1)　職員が行った一連の行為が、複数の非違行為に該当する場合は、懲戒処分の基準で規定する最も重い懲戒処分よりも重い処分を行うことができる。

(2)　懲戒処分を行う場合において、次のいずれかの事由があるときは、懲戒処分の基準で規定する最も重い懲戒処分よりも重い処分を行うことができる。

①　職員が行った行為の態様等が極めて悪質であるとき

②　職員が管理又は監督の地位にあるなど、その占める職制の責任の度が高いとき

③　職員の過去に懲戒処分を受けたことがあるとき

２　処分の軽減について

(1)　懲戒処分を行う場合において、次のいずれかの事由があるときは、懲戒処分の基準で規定する最も軽い懲戒処分よりも軽い処分を行うことができるか又は処分を行わないことができる。（処分を軽減する場合において、懲戒処分の基準で規定する最も軽い懲戒処分が停職の場合は減給、減給の場合は戒告、戒告の場合は訓告を原則とする。）

①　職員の日頃の勤務態度が極めて良好であるとき

②　職員の自らの行為が発覚する前に自主的に申し出たとき

③　職員が行った行為の非違の程度が軽微である等特別な事情があるとき

第３　懲戒処分等の種類

１　懲戒処分

地方公務員法第２９条及び阿久比町職員の懲戒の手続および効果に関する条例の規定により、任命権者が職員の非違行為に対して懲罰として行う次の処分

(1)　免職　職員としての身分（地位）を失わせる処分

(2)　停職　１日から６か月までの範囲内において、職務に従事させない処分

(3)　減給　１日から６か月までの範囲内において、給料の合計額の１０分の１以下を減額して支給する処分

(4)　戒告　職員の規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分

2　懲戒処分に至らない指導上の措置

職員の非違行為に対してその責任を確認させ、将来を戒めるための行為で、懲戒処分に当たらない次のもの

(1)　訓告　任命権者が文書により行う注意

(2)　厳重注意　任命権者が口頭により行う注意

第４　懲戒処分の基準

一般服務関係、公務上非違行為関係、公務外非違行為関係、交通事故・交通法規違反関係及び監督責任関係に分類し、別表のとおりとします。

第５　懲戒処分の公表基準

任命権者が職員に対し懲戒処分を行った場合は、下記により公表します。

1　目的

人事行政の透明性を高め、行政への住民の信頼を確保するとともに、不祥事の防止に資することを目的とします。

2　公表の対象とする処分

地方公務員法第２９条の規定による、免職、停職、減給及び戒告の処分

3　公表する内容

(1)　所属部名

(2)　職名

(3)　年齢

(4)　処分内容

(5)　処分理由

(6)　処分年月日

ただし、懲戒免職の場合は、氏名等の個人情報も公表します。

4　公表の例外

(1)　被害者が事件の公表を望まない場合又は公表により被害者が特定され、被害者の人権に配慮すべき必要がある場合には、公表しないものとします。

(2)　３の(1)から(3)までの事項を公表することにより、被処分職員個人が特定される場合には、３の(1)から(3)までの事項の全部又は一部を公表

しないことができるものとします。

５　公表の時期及び方法

懲戒処分は、その都度公表し、資料提供等により行います。

第６　適用期日

この基準は、平成１８年８月１日から適用する。

この基準は、平成１８年１０月２日から適用する。（一部改正）

この基準は、平成２０年１２月１日から適用する。（一部改正）

この基準は、平成２８年８月１日から適用する。（一部改正）

この基準は、平成３０年１１月１日から適用する。（一部改正）

この基準は、令和３年１１月３０日から適用する。（一部改正）

別表

	非違行為の種類	非違行為の内容	懲戒処分の種類			
			免職	停職	減給	戒告
一般服務関係	欠勤	正当な理由なく１０日以内の間勤務を欠いた場合			●	●
		正当な理由なく１１日以上２０日以内の間勤務を欠いた場合		●	●	
		正当な理由なく２１日以上の間勤務を欠いた場合	●	●		
	遅刻・早退	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた場合				●
	休暇の虚偽申請	病気休暇、特別休暇及び介護休暇について虚偽の申請をした場合（休暇の虚偽申請により勤務を欠いた時間数を日数換算の上、欠勤の例による。）			●	●
		上記を繰り返し行った場合	●	●		
	勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた場合			●	●
	職場内秩序を乱す行為	職員に対する暴行により職場の秩序を乱した場合		●	●	
		職員に対する暴言により職場の秩序を乱した場合			●	●
	虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った場合			●	●
	違法な職員団体	地方公務員法第３７条第１項前段の規定に			●	●

	活動	違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした場合				
		地方公務員法第３７条第１項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった場合	●	●		
	秘密漏えい	職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	●	●		
		上記の場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした場合	●			
		具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合		●	●	●
	個人の秘密情報の目的外収集	その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合			●	●
	個人情報の盗難、紛失又は流失	過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流失させ、公務の運営に支障を生じさせた場合			●	●
	政治的目的を有する文書の配布	政治的目的を有する文書を配布した場合				●
	兼業の承認等を得る手続のけ怠	営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った場合			●	●
	セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	●	●		
		相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した場合		●	●	
		上記の場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	●	●		
		相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合			●	●

	パワー・ハラスメント	著しい精神的又は身体的な苦痛を与えたもの		●	●	●
		指導、注意等を受けたにもかかわらず、繰り返したもの		●	●	
		強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させたもの	●	●	●	
	※処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上判断するものとする。					
公務上非違行為関係	横領	公金又は官物を横領した場合	●			
	収賄	職務に関して賄賂を収受、要求、約束した場合	●			
	入札談合等関与	入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律第２条第５項に規定する「入札談合等関与行為」を行った場合	●	●		
	内部通報	非違行為の事実を内部機関に通報した職員を詮索し、又はこれに不利益を及ぼし、若しくは及ぼそうとした場合		●	●	
		事実を捏造して非違行為を内部機関に通報した場合		●	●	●
	窃取	公金又は官物を窃取した場合	●			
	詐取	人を欺いて公金又は官物を交付させた場合	●			
	公文書の不適正な取扱い	公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した場合	●	●		
		決裁文書を改ざんした場合	●	●		
		公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合		●	●	●
	公印偽造・不正使用	公印を偽造又は不正使用した場合		●	●	●
	法令等違反・不適正な事務処理等	職務の遂行に関して法令等に違反するなど、不適正な事務処理や対応等を行うことにより、公務の運営に支障を生じさせた場合			●	●
	紛失	公金又は官物を紛失した場合				●
	盗難	重大な過失により公金又は官物の盗難に遭った場合				●
	官物損壊	故意に職場において官物を損壊した場合			●	●
	出火・爆発	過失により職場において官物の出火、爆発を引き起こした場合				●
	諸給与の違法支	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給			●	●

	払・不適正受給	した場合及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した場合				
	公金官物処理不適正	自己保管中の公金の流用等公金又は官物の不適正な処理をした場合		●	●	●
	情報セキュリティポリシーに関する義務違反	「阿久比町情報セキュリティポリシー」に定める遵守事項等に違反し、公務の運営に重大な障害を生じさせた場合		●	●	●
公務外非違行為関係	放火	放火をした場合	●			
	殺人	人を殺した場合	●			
	傷害	人の身体を傷害した場合	●	●	●	
	暴行・けんか	暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかった場合		●	●	●
	脅迫	人を脅迫した場合		●	●	
	強要	人に強要した場合	●	●	●	
	器物損壊	故意に他人の物を損壊した場合		●	●	●
	横領	自己の占有する他人の物を横領した場合	●	●		
		遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した場合			●	●
	窃盗・強盗	他人の財物を窃取した場合	●	●		
		暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した場合	●			
	詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた場合	●	●		
	賭博	賭博をした場合			●	●
		常習として賭博をした場合	●	●		
	麻薬等の所持等	麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした場合	●			
	酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合			●	●
	淫行	１８歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合	●	●		
	痴漢行為・盗撮行為	公共の場所等において痴漢行為又は盗撮行為をした場合		●	●	
	ストーカー行為	ストーカー行為をした場合	●	●	●	
	強制わいせつ	暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした場合	●			

	住居侵入	住居侵入をした場合		●	●	
	私文書偽造	私文書を偽造した場合	●	●	●	
交通事故・交通法規違反関係	飲酒運転での交通事故	酒酔い運転又は酒気帯び運転で交通事故を起こした場合	●			
	飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）	人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合	●	●	●	
		上記の場合において、措置義務違反をした場合	●	●		
		人に傷害を負わせた場合			●	●
		上記の場合において、措置義務違反をした場合		●	●	
	交通法規違反	酒酔い運転をした場合	●	●		
		酒気帯び運転をした場合	●	●	●	
		著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした場合	●	●	●	
		上記の場合において、物の損壊に係る交通事故を起こした場合	●	●		
	教唆、幇助、同乗	人の飲酒運転を教唆した場合	●	●		
		人の飲酒運転を幇助した場合、又は飲酒運転をした者に同乗した場合	●	●	●	
	※処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮の上、「交通事故・違反　処分審査基準表」にて判断するものとする。 ※悪質な交通法規違反とは、酒酔い及び酒気帯び運転以外の交通違反点数12点以上のもの（時速50㎞以上の速度超過、無免許運転、共同危険行為、麻薬等運転等）をいう。 ※重篤な障害とは、負傷の治療に３か月以上の期間を要するもの又は後遺障害が存するものをいう。					
監督責任関係	指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた場合			●	●
	非行の隠ぺい・黙認	部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した場合		●	●	

交通事故・違反　処分審査基準表

原因			区分				
道路交通法違反	A 違反内容	内容	違反点数が19点以上の場合	違反点数が12点以上19点未満の場合（酒気帯びの場合は6点以上）	違反点数が6点以上12点未満の場合（酒気帯びを除く）	違反点数が3点以下又は反則金のみの場合 違反点数×10 反則金のみ　10	
		点	60	50	40	10～30	
	B 加点	内容	酒酔い	酒気帯び又は悪質な交通法規違反	その他の加点（過去の累積点数等） 他の模範となるべき職員、職員としての自律自戒意識の欠如等、加点すべき事由がある場合は、1～50点を加点する。		
		点	40	30			
交通事故を起こした場合	事故原因 C 過失割合	内容	過失が一方的な場合 100％	過失が多い場合 61～99％	過失が相手方と競合している場合 40～60％	過失が少ない場合 39％以下	過失がない場合
		点	20	15	10	5	0
	相手方の被害程度 D 人身	内容	死亡	重症 （３か月以上）	重症 （1か月以上）	軽症 （２週間以上）	軽症 （２週間未満）
		点	80	70	60	50	40
	E 物損	内容	与えた損害が500万円以上	与えた損害が300万円以上	与えた損害が100万円以上	与えた損害が100万円未満	Dの場合は、Eを加算しない。
		点	20	15	10	5	
	情状 F 加点	内容	酒酔い及び酒気帯び運転	悪質な交通法規違反	事故後の措置義務違反	その他の加点（過去の累積点数等） 他の模範となるべき職員、職員としての自律自戒意識の欠如等、加点すべき事由がある場合は、1～20点を加点する。	
		点	100	80	20		
	G 減点	内容	緊急公務中	本人重症 (1か月以上)	その他特に減点すべき場合 交通立哨に常に参加する等高い交通安全意識を有する等、減点すべき事由がある場合は、1～40点を減点する。		
		点	△20	△15			

違反のみ

A		B		合計
	＋		＝	

事故の場合

C	D・E		F		G		合計
		＋		＋		＝	

該当区分

処分種別	免職	停職	減給	戒告	訓告	注意	不問
点数	120 ～	100 ～ 119	80 ～ 99	60 ～ 79	40 ～ 59	20 ～ 39	～ 19

※職員側に全く過失のない交通事故においては不問とし、上記の点数計算は適用しない。